

4. 執行機関

(7) 長の再議等に関する調 (平成19年4月1日から平成21年3月31日まで)

① 都道府県分

ア 総括表

(単位: 件)

都道府県名	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
岩手県	1	1			

イ 長の一般的拒否権に基づく再議

都道府県名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
岩手県	平成20年度岩手県一般会計補正予算(第5号)及び平成20年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第1号)	「岩手県立病院等の新しい経営計画」の実施に必要な事業費の一部について、減額削除する修正議決が行われたため。	当該事件不成立	① H21. 2. 27 ② H21. 3. 6 ③ H21. 3. 6 ④ H21. 3. 7	
計	1件				

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙 <該当なし>

エ 長の執行不能と認める再議

(ア) 法第177条第1項の再議 <該当なし>

(イ) 法第177条第2項の再議 <該当なし>

② 市町村分
ア 総括表

(単位：件)

都道府県名	再議に付した市町村数	再議に付した件数	再議の結果			
			当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
青森県	2	5		5		
茨城県	1	1				1
埼玉県	1	1	1			
千葉県	1	1				1
東京都	1	1	1			
新潟県	1	1	1			
静岡県	3	3		1	1	1
大阪府	2	5	1	2	2	
兵庫県	2	3		1		2
和歌山県	1	1		1		
岡山県	1	2				2
広島県	1	2			2	
徳島県	1	2	1		1	
熊本県	2	3		3		
沖縄県	2	3	2	1		
合計	22	34	7	14	6	7

イ 長の一般的拒否権に基づく再議

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
茨城県	高萩市	高萩市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議決	高萩市行財政健全化計画(案)を策定し、職員の理解のもとH20.10.1から一般職の職員の給与の削減を実施しているところであり、本議決は行財政健全化に支障をきたすばかりか、ひいては将来の子どもたちに対し過大な負担を強いることとなり、市長としての政策意思に反するものであるため。	再議を認容	① H20.12.17 ② H20.12.17 ③ H20.12.25 ④ H21.2.27	
埼玉県	菖蒲町	菖蒲町の合併の是非を問う住民投票条例	合併に対する住民への意向確認は、郵送による意向調査の方が投票に比べて安価で回収率が高く、合理的であるため。	当該事件不成立	① H20.1.13 ② H20.1.13 ③ H20.1.23 ④ H20.1.23	議員提案
千葉県	栄町	栄町こどもとおとしよりのための基金設置条例	法制執務上の問題点、あるいは立法手続上の問題点があり、不十分かつ整合性に欠けた条例であって、到底責任ある執行に耐えられるものではないため	再議を認容	① H19.9.21 ② H19.9.21 ③ H19.10.3 ④ H19.10.3	議員提案
東京都	小金井市	小金井市市民参加条例の一部を改正する条例	市民投票(住民投票)の制度化には、必要な署名数など検討すべきことを精査し、市民や学識者らで相当の時間をかけて議論したうえで導入すべき等	当該事件不成立	① H21.2.10 ② H21.3.3 ③ H21.3.13 ④ H21.3.14	
新潟県	聖籠町	平成21年度聖籠町一般会計予算の修正議決	国のまちづくり交付金事業認定を受けた「ふれあいセンター」の建設を認めない内容となっており、事業認定が取り消されるおそれが生じるため。	当該事件不成立	① H21.3.3 ② H21.3.17 ③ H21.3.18 ④ H21.3.21	
静岡県	芝川町	廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正	一般廃棄物処理業の許可は法律等で許可基準が規定されている。さらに町の一般廃棄物処理計画と齟齬が生じ、住民生活に大きな支障をきたすおそれがあるため。	再議を認容	① H21.2.5 ② H21.2.9 ③ H21.2.11 ④ H21.2.19	
大阪府	豊能町	町長の給与の特例に関する条例制定の件の修正案	町長の給与を3カ月間50%減額することを提案したところ、議会がその期間を15カ月間余りに延長する修正をした	修正議決	① H19.6.22 ② H19.6.22 ③ H19.6.28 ④ H19.6.28	①修正案提出日 同意が2/3に満たず 修正案不成立 原案採決前に再度 修正議決
大阪府	豊能町	町長の給与の特例に関する条例制定の件の修正案	町長の給与を3カ月間50%減額することを提案したところ、議会がその期間を12カ月間に延長する修正をした	修正議決	① H19.6.28 ② H19.6.28 ③ H19.6.28 ④ H19.6.29	①修正案提出日 同意が2/3に満たず 修正案不成立 原案採決前に再度 修正議決

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	再議の理由	再議の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
大阪府	豊能町	町長の給与の特例に関する条例制定の件の修正案	町長の給与を3カ月間50%減額することを提案したところ、議会がその期間を12カ月間に延長し、減額率を40%とする修正をした	当該事件不成立	① H19.6.29 ② H19.6.29 ③ H19.7.9 ④ H19.7.19	①修正案提出日 同意が2/3に満たず 修正案不成立 原案も否決
兵庫県	播磨町	財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例を廃止する条例再議の件	当該条例は、国の準則に基づき、一定の条件の下で長が弾力的な行政の執行権を認めるものであり、これが認められない場合、財務行政の執行に事務の煩雑化等の支障が生じるため	再議を認容	① H20.3.21 ② H20.3.21 ③ H20.3.24 ④ H20.3.27	
広島県	三次市	平成19年度三次市一般会計補正予算(第3号)(案)	保育所の民間委託ができなくなるため。	修正議決	① H20.2.27 ② H20.3.10 ③ H20.3.10 ④ H20.3.13	
広島県	三次市	平成20年度三次市一般会計予算(案)	保育所の民間委託ができなくなるため。	修正議決	① H20.2.27 ② H20.3.10 ③ H20.3.10 ④ H20.3.13	
徳島県	上板町	平成19年度上板町一般会計補正予算(第2号)	し尿中継業務委託料は組合加入条件の根幹をなす予算計上であり、全町民の日常生活に支障を生ずるため。	当該事件不成立	① H19.10.12 ② H19.10.12 ③ H19.10.12 ④ H19.10.12	
徳島県	上板町	平成20年度上板町一般会計予算	修正4ヶ所 町行政推進にあたり支障が生じるため。	修正議決	① H20.3.12 ② H20.3.12 ③ H20.3.12 ④ H20.3.12	修正4ヶ所の案は否決。原案採決の前に別の修正案可決により案は修正部分を除き可決。
熊本県	城南町	熊本市・城南町合併協議会の設置について	合併に係る協議を行うためには合併協議会の設置が必要であるため。	前の議決どおり再議決	① H20.8.21 ② H20.8.21 ③ H20.9.18 ④ H20.9.18	
計	11団体	15件		当該事件不成立 5件 前の議決どおり再議決 1件 修正議決 5件 再議を認容 4件		

ウ 違法な議決・選挙に対する長の再議・再選挙

都道府県名	市町村名	再議に付した又は再選挙を行わせた		再議又は再選挙の結果	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	都道府県知事に対する 審査の申立ての有無		裁判所への出訴の有無		備考
		事項	理由			審査申立ての経過	出訴の経過			
青森県	十和田市	公の施設の指定管理者の指定	地方自治法117条違反	前の議決どおり再議決	① H17.11.29 ② H17.12.15 ③ H20.9.5 ④ H20.9.5	無		無		当該議員を除外し、再議決
青森県	十和田市	公の施設の指定管理者の指定	地方自治法117条違反	前の議決どおり再議決	① H17.11.29 ② H17.12.15 ③ H20.9.5 ④ H20.9.5	無		無		当該議員を除外し、再議決
青森県	十和田市	公の施設の指定管理者の指定	地方自治法117条違反	前の議決どおり再議決	① H17.11.29 ② H17.12.15 ③ H20.9.5 ④ H20.9.5	無		無		当該議員を除外し、再議決
青森県	十和田市	公の施設の指定管理者の指定	地方自治法117条違反	前の議決どおり再議決	① H17.11.29 ② H17.12.15 ③ H20.9.5 ④ H20.9.5	無		無		当該議員を除外し、再議決
大阪府	東大阪市	議場で配布された説明員のとおり議事を進める旨の動議 (本会議、出席説明員の出席停止について)	地方自治法第121条の規定に反するため	前の議決どおり再議決	① H20.7.3 ② H20.7.3 ③ H20.7.7 ④ H20.7.7	有	本件審査申し立てを却下	無		
計	2団体	5件		当該事件不成立 0件 前の議決どおり再議決 5件 修正議決 0件 再議を認容 0件 再選挙 0件		有	1件	有	0件	

エ 長の執行不能と認める再議
 (ア) 法第177条第1項の再議

都道府県名	市町村名	再議に付した事項	収入又は支出に関して執行不能と認めた理由	再議の結果	その善後措置	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
静岡県	南伊豆町	市町村合併協議会負担金(予算)	事務の共同処理に係る必要経費	前の議決どおり再議決	町長が執行	① H21.3.31 ② H21.3.31 ③ H21.3.31 ④ H21.3.31	
沖縄県	伊平屋村	地方自治法第177条第1項及び第2項の規定により、平成20年度補正予算書(4号)で否決された損害賠償金の補正予算案	同損害賠償金は地方自治法177条第2項第1号の「その他の普通公共団体の義務に属する経費」であり、議決の当時すでに支出すべき義務が確定していた。	当該事件不成立		① H20.12.16 ② H21.12.24 ③ H21.1.14 ④ H21.1.15	
計	2団体	2件		当該事件不成立 1件 前の議決どおり再議決 1件 修正議決 0件 再議を認容 0件			

エ 長の執行不能と認める再議
 (イ) 法第177条第2項の再議

都道府県名	市町村名	削除又は減額された経費の種類	再議に付した理由	再議の結果	第177条第3項 適用の有無	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
青森県	大鰐町	平成21年度大鰐町一般会計予算のうち債務負担行為に基づく(財)大鰐町開発公社補助金及び大鰐地域総合開発(株)貸付金を減額	義務費の減額であるため	前の議決どおり再議決	有	① H21.3.9 ② H21.3.18 ③ H21.3.30 ④ H21.3.30	
静岡県	松崎町	平成21年度一般会計予算のうち合併に関する負担金及び委員の報酬を減額	義務費の減額であるため	修正議決	無	① H21.3.10 ② H21.3.17 ③ H21.3.18 ④ H21.3.26	
大阪府	豊能町	平成20年度一般会計予算のうち豊能郡環境施設組合負担金を削除	義務費の削除であるため	前の議決どおり再議決	有	① H20.3.6 ② H20.3.24 ③ H20.3.24 ④ H20.3.24	原案の修正案を可決 第177条3項の規定により 原案執行
兵庫県	三木市	平成20年度一般会計3月補正予算	義務的経費が含まれているため	再議を認容	無	① H21.2.27 ② H21.3.9 ③ H21.3.12 ④ H21.3.17	
兵庫県	播磨町	平成20年度一般会計補正予算	義務的経費をも削除しており、容認できるものではないため	前の議決どおり再議決	有	① H21.3.3 ② H21.3.3 ③ H21.3.10 ④ H21.3.10	
和歌山県	那智勝浦町	平成21年度一般会計予算のうち歳入の基金繰入金を減額及び歳出の新宮市・那智勝浦町合併協議会負担金を削除	義務費の減額であるため	前の議決どおり再議決	有	① H21.3.9 ② H21.3.11 ③ H21.3.11 ④ H21.3.11	
岡山県	和気町	平成20年度和気町公共下水道事業特別会計予算	義務費の減額であるため	再議を認容	無	① H20.3.5 ② H20.3.14 ③ H20.3.21 ④ H20.3.21	
岡山県	和気町	平成20年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	義務費の減額であるため	再議を認容	無	① H20.3.5 ② H20.3.14 ③ H20.3.21 ④ H20.3.21	
熊本県	相良村	平成20年度一般会計予算のうち川辺川総合土地改良組合負担金を削除	義務に属する経費の削除	前の議決どおり再議決	無	① H20.6.16 ② H20.6.18 ③ H20.6.27 ④ H20.6.27	

都道府県名	市町村名	削除又は減額された経費の種類	再議に付した理由	再議の結果	第177条第3項 適用の有無	①議案提出日 ②議決日 ③再議に付した日 ④再議に対する議決日	備考
熊本県	相良村	平成21年度一般会計予算のうち川辺川総合土地改良組合負担金を削除	義務に属する経費の削除	前の議決どおり再議決	無	① H21. 3. 11 ② H21. 3. 17 ③ H21. 3. 26 ④ H21. 3. 26	
沖縄県	宮古島市	道路拡張工事に係る物件補償費の差押命令判決に伴う賠償金	義務費の減額であるため	前の議決どおり再議決	有	① H19. 9. 14 ② H19. 9. 14 ③ H19. 9. 14 ④ H19. 9. 14	
沖縄県	伊平屋村	損害賠償金	同損害賠償金は「その他の普通地方公共団体の義務に属する経費」であり、議決の当時すでに支出すべき義務が確定していた。	当該事件不成立	有	① H20. 12. 16 ② H21. 12. 24 ③ H21. 1. 14 ④ H21. 1. 15	
計	10団体	12件		当該事件不成立 1件 前の議決どおり再議決 7件 修正議決 1件 再議を認容 3件	6件		